

◎新潟県教育委員会告示第1号

新潟県公立小学校、中学校、義務教育学校及び特別支援学校の教職員の任免関係取扱規程（昭和50年12月新潟県教育委員会告示第8号）の一部を次のように改正する。

平成30年2月23日

新潟県教育委員会

教育長 池田 幸博

次の表の改正前の欄中項及び号の表示に下線が引かれた項及び号（以下「移動項等」という。）に対応する同表の改正後の欄中項及び号の表示に下線が引かれた項及び号（以下「移動後項等」という。）が存在する場合には当該移動項等を当該移動後項等とし、移動後項等に対応する移動項等が存在しない場合には当該移動後項等（以下「追加項等」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（項及び号の表示を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（項及び号の表示並びに追加項等を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(用語の定義)</p> <p>第3条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p><u>(6) 在勤 栄養教諭、学校栄養職員を共同調理場に勤務させることをいう。</u></p> <p><u>(7)</u> (略)</p> <p><u>(8)</u> (略)</p> <p><u>(9)</u> (略)</p> <p><u>(10)</u> (略)</p> <p><u>(11)</u> (略)</p> <p><u>(12)</u> (略)</p> <p><u>(13)</u> (略)</p> <p><u>(14)</u> (略)</p> <p><u>(15)</u> (略)</p> <p><u>(16)</u> (略)</p> <p><u>(17)</u> (略)</p> <p><u>(18)</u> (略)</p> <p><u>(19)</u> (略)</p> <p><u>(20)</u> (略)</p> <p><u>(21)</u> (略)</p> <p><u>(22)</u> (略)</p> <p>(辞令書)</p> <p>第23条 第3条第3号から第22号までに掲げる行為を行う場合は、別記様式による辞令書を交付して行う。</p> <p><u>ただし、同条第4号から第9号までに掲げる行為を行う場合は、文書その他適当な方法をもって辞令書の交付に代えることができる。</u></p> <p>(別記様式)</p> <p style="text-align: center;">辞令書</p> <p>(略)</p> <p style="text-align: center;">辞令書記入要領</p>	<p>(用語の定義)</p> <p>第3条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p><u>(6)</u> (略)</p> <p><u>(7)</u> (略)</p> <p><u>(8)</u> (略)</p> <p><u>(9)</u> (略)</p> <p><u>(10)</u> (略)</p> <p><u>(11)</u> (略)</p> <p><u>(12)</u> (略)</p> <p><u>(13)</u> (略)</p> <p><u>(14)</u> (略)</p> <p><u>(15)</u> (略)</p> <p><u>(16)</u> (略)</p> <p><u>(17)</u> (略)</p> <p><u>(18)</u> (略)</p> <p><u>(19)</u> (略)</p> <p><u>(20)</u> (略)</p> <p><u>(21)</u> (略)</p> <p>(辞令書)</p> <p>第23条 第3条第3号から第21号までに掲げる行為を行う場合は、別記様式による辞令書を交付して行う。</p> <p>(別記様式)</p> <p style="text-align: center;">辞令書</p> <p>(略)</p> <p style="text-align: center;">辞令書記入要領</p>

I (氏名) 欄の記入

第3条第3号から第22号までに掲げる場合に該当する事実に係る者の氏名を記入する。

II (略)

III (発令事項) 欄の記入

第3条第3号から第22号までに掲げる場合に該当する事実を原則として上欄から身分、職名、兼職、給料、勤務校、兼務、在勤の順に、次例により記入する。

1 採用

(1)～(4) (略)

(5) 教諭、講師、養護教諭及び栄養教諭の場合
(市町村)公立学校教員に採用する
(職名)に補する
教育職(二)2級に決定する
○号給を給する
(市町村)立(○○小・中・義務教育・特別支援)学校勤務を命ずる
((市町村)立(共同調理場)在勤を命ずる)

注 特別支援学校の場合

校長・教頭・主幹教諭・教諭・講師・養護教諭・栄養教諭の給料表を教育職(二)から教育職(一)におきかえる。

(6)・(7) (略)

2 兼職

(1) 兼ねて(市町村)立○○学校(職名)に補する
(2) (市町村)立○○学校(職名)の兼職を免ずる

3 兼務

(1)・(2) (略)

(3) 兼務を解除する場合

(市町村)立(○○小・中・義務教育・特別支援)学校(長)兼務を免ずる
ただし、本務職の異動があつた場合は、兼務は自動的に解除されたものとみなし発令は行わない。

4 在勤

(1) (市町村)立(共同調理場)在勤を命ずる

(2) (市町村)立(共同調理場)在勤を免ずる
ただし、本務職の異動があつた場合は、在勤は自動的に解除されたものとみなし発令は行わない。

5 (略)

6 (略)

7 (略)

8 (略)

9 降任

(1) (教諭・養護教諭・栄養教諭)に降任する
教育職(二)2級に決定する
○号給を給する

I (氏名) 欄の記入

第3条第3号から第21号までに掲げる場合に該当する事実に係る者の氏名を記入する。

II (略)

III (発令事項) 欄の記入

第3条第3号から第21号までに掲げる場合に該当する事実を原則として上欄から身分、職名、兼職、給料、勤務校、兼務の順に、次例により記入する。

1 採用

(1)～(4) (略)

(5) 教諭、講師、養護教諭及び栄養教諭の場合
(市町村)公立学校教員に採用する
(職名)に補する
教育職(二)2級に決定する
○号給を給する
(市町村)立(○○小・中・義務教育・特別支援)学校勤務を命ずる

注 特別支援学校の場合

校長・教頭・主幹教諭・教諭・講師・養護教諭・栄養教諭の給料表を教育職(二)から教育職(一)におきかえる。

(6)・(7) (略)

2 兼職

(1) 兼ねて(市町村)立○○学校(職名)に補する。。
(2) (市町村)立○○学校(職名)の兼職を免ずる。。

3 兼務

(1)・(2) (略)

注 兼務を解除する場合は次による。

(市町村)立(○○小・中・義務教育・特別支援)学校(長)兼務を免ずる
ただし、本務職の異動があつた場合は、兼務は自動的に解除されたものとみなし発令は行わない。

4 (略)

5 (略)

6 (略)

7 (略)

8 降任

(1) (教諭・養護教諭・栄養教諭)に降任する
教育職(二)2級に決定する
○号給を給する

((市町村)立(〇〇小・中・義務教育・特別支援)学校勤務を命ずる)

((市町村)立(共同調理場)在勤を命ずる)

(2) (略)

(3) (略)

10 (略)

11 (略)

12 (略)

13 (略)

14 (略)

15 (略)

16 (略)

17 (略)

18 (略)

19 (略)

20 再任用

(1) (略)

(2) 教諭、講師、養護教諭又は栄養教諭に再任用する場合

(市町村)公立学校教員に再任用する
(職名)に補する

教育職(二)2級に決定する

(市町村)立(〇〇小・中・義務教育・特別支援)学校勤務を命ずる

((市町村)立(共同調理場)在勤を命ずる)

平成 年 月 日から

期間

平成 年 月 日まで

注 特別支援学校の場合

校長・教諭・講師・養護教諭・栄養教諭の給料表を教育職(二)から教育職(一)におきかえる。

(3) 栄養主査又は学校栄養職員に再任用する場合

(市町村)公立学校学校栄養職員に再任用する

(職名)に補する

学校栄養職〇級に決定する

(市町村)立(〇〇小・中・義務教育・特別支援)学校勤務を命ずる

((市町村)立(共同調理場)在勤を命ずる)

平成 年 月 日から

期間

平成 年 月 日まで

(4)~(6) (略)

IV (略)

((市町村)立(〇〇小・中・義務教育・特別支援)学校勤務を命ずる)

(2) (略)

(3) (略)

9 (略)

10 (略)

11 (略)

12 (略)

13 (略)

14 (略)

15 (略)

16 (略)

17 (略)

18 (略)

19 再任用

(1) (略)

(2) 教諭、講師、養護教諭又は栄養教諭に再任用する場合

(市町村)公立学校教員に再任用する
(職名)に補する

教育職(二)2級に決定する

(市町村)立(〇〇小・中・義務教育・特別支援)学校勤務を命ずる

平成 年 月 日から

期間

平成 年 月 日まで

注 特別支援学校の場合

校長・教諭・講師・養護教諭・栄養教諭の給料表を教育職(二)から教育職(一)におきかえる。

(3) 栄養主査又は学校栄養職員に再任用する場合

(市町村)公立学校学校栄養職員に再任用する

(職名)に補する

学校栄養職〇級に決定する

(市町村)立(〇〇小・中・義務教育・特別支援)学校勤務を命ずる

平成 年 月 日から

期間

平成 年 月 日まで

(4)~(6) (略)

IV (略)